

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	特別児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、特別児童扶養手当関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当関係事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。</p> <p>※身体又は精神に法の定める程度の障害(身障手帳1、2、3、4級の一部又は療育手帳A、Bの一部程度の障害)のある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給手当。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①特別児童扶養手当の認定請求の受理、認定、認定結果の通知 ②特別児童扶養手当の額改定届の受理、内容審査、結果の通知 ③特別児童扶養手当の額改定請求書の受理、内容審査、結果の通知 ④特別児童扶養手当の所得状況届の受理、内容審査、結果の通知 ⑤氏名、住所、支払方法変更届の受理、内容確認、特別児童扶養手当証書の交付及び返付 ⑥未支払特別児童扶養手当請求書の受理、特別児童扶養手当支払通知書の交付 ⑦特別児童扶養手当資格喪失届の受理、特別児童扶養手当資格喪失通知書の交付</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	表計算ソフト(Microsoft Excel)
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口市子ども未来部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市子ども未来部子ども未来課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2797

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③システムの名称	表計算ソフト(Microsoft Excel)、統合宛名システム、中間サーバー	表計算ソフト(Microsoft Excel)	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二16、26、30、56-2、57、87、106の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二65の項	—	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_①部署	山口市健康福祉部こども家庭課	山口市こども未来部こども未来課	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	課長 今井 宏二	こども未来課長	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ_連絡先	山口市健康福祉部こども家庭課(略)	山口市こども未来部こども未来課(略)	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成30年9月30日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成30年9月30日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	